

埼玉県水道整備事務所総合評価方式入札に係る技術審査会設置要綱

(目 的)

第1 埼玉県企業局建設工事総合評価方式執行要綱第4条の評価項目の選定等を円滑に行うため、埼玉県水道整備事務所において総合評価方式により入札を行う工事(以下「対象工事」という。)について、工事価格以外の入札対象とする項目(以下「評価項目」という。)の選定、配点の設定と提出された技術資料等の審査を行う技術審査会を設置する。

(所掌事務)

第2 技術審査会は、評価項目の選定、配点の設定と入札参加希望者から提出された評価項目に対する技術資料等について、次に掲げる事項を審査し決定する。

- (1) 評価項目の選定、評価基準に対する配点の設定に関する事項
- (2) 評価項目に対する技術資料の確認、評価に関する事項
- (3) その他技術審査会の目的を達成するために必要な事項

(構 成)

第3 技術審査会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 会 長 副所長
- (2) 副会長 支所長(鴻巣支所)
- (3) 委 員 浄水場施設担当部長
送水施設担当部長
機電設備担当部長
機電設備担当部長(鴻巣支所)
浄水場・送水施設担当部長(鴻巣支所)

(会 長)

第4 会長は、技術審査会を代表し、会務を総理する。
2 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。

(会 議)

第5 技術審査会は、会長が招集し、その議長となる。
2 技術審査会は、委員の過半数以上の出席がなければ、会議を開催し、議決することができない。
3 技術審査会の議事は、出席者の過半数で決し、賛否同数の場合は、会長の決するところによる。
4 会議は、非公開とする。

(報 告)

第6 会長は、技術審査会の会議結果を、埼玉県水道整備事務所長に報告するものとする。

（作業部会）

第7 会長は、技術審査会の審議を円滑にするため、作業部会を設置することができる。

（事務局）

第8 事務局は、対象工事の発注担当に置き、担当課長を事務局長とする。

（その他）

第9 これに定めるもののほか、技術審査会の運営について必要な事項は、技術審査会に諮って会長がこれを定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。